

臨時代理報告第8号

議会の議決を経るべき議案について
(財産の取得(電子黒板等)について)

財産の取得(電子黒板等)について、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年7月10日

鳥栖市教育委員会
教育長 佐々木 英利

臨時代理報告第8号 資料

下記電子黒板等を取得することについて、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるもの。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 物件の表示 | 電子黒板等 |
| 2 | 取得価格 | 82,482,400円 |
| 3 | 購入の相手方 | 佐賀市鍋島町大字902番地
株式会社学映システム
代表取締役 岡村 祐臣 |
| 4 | 契約の方法 | 随意契約 |